

へき地保育所の廃止について

1 施設廃止の背景

本市においては、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項及び市へき地保育所条例の規定に基づき、山間地等のへき地における保育を要する児童に対し、必要な保育を行い、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的として、桶売保育所（桶売福祉館を併設）及び永井保育所を設置しております。

両施設は、利用児童数が低調な状況で推移していることや、経年による施設の老朽化が著しく、施設の安全性となる構造耐震指標を下回っており、大規模地震等の発生により入所児童にも被害が及ぶことが懸念されるため、令和 7 年度末をもっての用途廃止を目指し調整してきたところです。

今般、このことについて、各関係機関や利用者等の了承を得たことから、桶売保育所及び永井保育所を令和 8 年 3 月 31 日付で用途廃止するものです。

2 施設の概要

- ・ 桶売保育所：昭和 52 年 12 月建築、鉄骨造平屋建、耐用年限平成 23 年
 - ・ 永井保育所：昭和 42 年 9 月建築、木造平屋建、耐用年限平成 28 年
- 【指定管理者】
- ・ 事業者名：公益財団法人いわき市社会福祉施設事業団
 - ・ 指定管理料：年額 14,038,000 円
 - ・ 指定期間：令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

3 施設の利用状況等

桶売保育所については、利用児童がいないため、令和 4 年度より休止しており、永井保育所の令和 7 年度の利用児童数は 5 人（5 歳児 3 人、2 歳児 2 人）となっている。なお、在園している 2 歳児については、同施設が令和 8 年 3 月で廃止となる見込みであることを承知の上入所しており、令和 8 年度に他施設へ転園する予定。

4 関係機関等への説明等

- 令和 6 年 9 月 18 日 市社会福祉施設事業団
- 令和 6 年 9 月 25 日 在園児の保護者及び勤務する保育士に説明。
- 令和 6 年 9 月 27 日 地元区長（上永井、下永井）※地元選出議員に事前説明済み。
- 令和 6 年 10 月 17 日 三和町区長会
- 令和 6 年 10 月 18 日 三和町地域振興協議会
- 令和 6 年 11 月 5 日 市社会福祉協議会川前地区協議会、川前地区行政嘱託員協議会
- 令和 7 年 11 月 7 日 いわき市へき地保育所条例を廃止する条例の議決

5 廃止後の対応

桶売保育所は、土地・建物共に市所有であり、耐震基準を満たしていないことから除却する予定。永井保育所は、土地・建物共に借用しており、原状回復のうえ所有者に返還する。